

～令和3年度の学校給食費についてお知らせします～

学校給食費の納付金額及び引落としスケジュール等について、次のとおりお知らせします。

●学校給食費の単価と給食回数

学校名	給食単価(税込み)	給食実施回数(基準回数)
加古川中学校、中部中学校、浜の宮中学校、別府中学校	313円 (うち、牛乳代57円を含む)	105回 (学校行事等により基準回数とは異なる場合もあります)

●納付金額及び引落としスケジュール

給食を受ける月	9月分	10月分	11月分	12月分
納付金額	4,700円	4,700円	4,700円	4,700円
引落日(納付期限)	11月1日	11月30日	12月27日	1月31日
給食を受ける月	1月分	2月分	3月分	総額
納付金額	4,700円	4,700円	※4,665円 (精算額)	32,865円 (年間105食の場合)
引落日(納付期限)	2月28日	3月31日	5月2日	

※3月分の精算額については、「(給食単価×給食実施回数)－これまでの支払金額」により決定するため、個人ごとに異なる場合があります。

※9月～2月までの牛乳なしの納付金額は3,800円、牛乳のみの納付金額は900円となります。

ただし、牛乳なし及び牛乳のみの納付金額は、食物アレルギー等の疾患があり、学校給食の停止申請を行い、停止決定された方に限ります。(停止申請については裏面をご参照ください。)

留意事項

・学校給食費は口座引落としの場合、「●納付金額及び引落としスケジュール」に記載の「引落日(納付期限)」に引落とします。口座振替依頼書をご提出いただき、金融機関にて照合後、学務課での口座登録が完了している場合は、引落日前に振替口座情報を記載した「学校給食費納入方法決定通知書」を送付いたしますが、それ以外の場合は、別途、納付書を送付いたします。納付書の場合は同表記載の「引落日(納付期限)」までに納付してください。

※就学援助や生活保護を加古川市から受給されている場合、受給期間中は請求を行いません。

- ・精算については、3月のほか、転出等により加古川市で学校給食を受けなくなるときも行います。
- ・災害(火事による住宅の損壊等)があった際は、減免に該当する可能性がありますのでご相談ください。
- ・経済的な理由によって就学が困難な場合、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。就学援助制度を希望される場合は例年、5月下旬頃に学校を通して案内します。
- ・学校給食費は民法第761条が適用される債務です。

うらに続く

重要**一定要件を満たした場合の給食費の減額は申請が必要です！**

学校給食費は、給食を食べたか食べてないかにかかわらず、発注した食材料費を保護者が負担することを原則としますが、次の要件にあてはまる場合は、「加古川市学校給食停止申請書（様式第1号）」を学校に提出することで給食を停止できます。なお、停止の適用は、学務課が学校から報告を受けて、食材料の発注を止めることができた日からとなります。停止適用期間の給食費は、原則、3月の精算額から減額します。

要件	
1	食物アレルギー等の疾患があり、医師の診断書及び学校の許可を得た。
2	入院などを理由とし、5日以上連続して学校給食を受けることができない。（理由を証する書類の提出を求める場合があります。）

●申請について

- ・「加古川市学校給食停止申請書（様式第1号）」は、学校に備えています。また、加古川市ホームページ（ホーム<子育て・教育<妊娠・子育て・教育<学校給食について<学校給食費について）からダウンロードすることもできます。申請書に記入のうえ、通学する学校に提出してください。
- ・申請書は、停止を希望する日の平日2日前までに提出してください。

●留意事項

- ・停止決定を受けている期間に登校する場合は、お弁当を持参してください。（停止決定をしている期間は食材の発注も停止しているため、給食の用意がありません。）
- ・停止申請日より前に遡及して給食停止は行いません。申請日以降の該当する期間が停止期間となります。
- ・給食を再開する場合は、「加古川市学校給食再開届（様式第2号）」を提出してください。提出がなく、万が一給食を食べた場合は、当該分の学校給食費を徴収します。

【問い合わせ先】

加古川市教育委員会 学務課

電話：079-427-9590/FAX：079-421-4422

メール：gakumu@city.kakogawa.lg.jp